

令和5年(く)第68号

H-8 抗告

決 定

申立人 今井 豊

上記の者からなされた上村正を被疑者とする付審判請求について、令和5年1月24日前橋地方裁判所がした請求棄却決定に対し、抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

- 1 本件抗告の趣意は、申立人作成の「抗告申立書兼趣意書H-8」と題する書面に記載のとおりであるが、論旨は、要するに、本件付審判請求を棄却した原決定は判断を誤っているから、これを取り消した上、裁判所の審判に付する旨の決定を求める、というものと解される。
- 2 本件付審判請求にかかる被疑事実の要旨は、前橋地方検察庁の検察官である被疑者は、①申立人が令和2年3月4日付け告訴状及び同月25日付け補充書で告訴した被疑者不詳に対する脅迫事件2件、被疑者不詳に対する詐欺事件3件、被疑者トミザワ某に対する脅迫、犯人隠避、証拠隠滅事件、被疑者イシクラ某に対する犯人隠避事件、被疑者高橋伸二、同原田英明、同福島翔也に対する脅迫事件について、同年6月25日、起訴の職権を故意に行使せず、実質的理由を示さずにいざれも不起訴処分に付すとともに、申立人に処分通知書及び不起訴処分理由告知書を郵送して受領させ、申立人の告訴権等の行使を妨害するとともに、作成する義務のない令和4年4月19日付け告訴状を作成させ、②申立人が令和2年6月15日付け告訴状で告訴した被疑者不詳に対する信用毀損、偽計業務妨害事件について、同月25日、起訴の職権を故意に行使せず、実質的理由を示さずに不起訴処分に付すとともに、申立人に処分通知書、不起訴処分理由告知書を

郵送して受領させ、申立人の告訴権等の行使を妨害するとともに、作成する義務のない令和4年4月19日付け告訴状を作成させ、③申立人が令和2年8月4日付け告訴状で告訴した被疑者高橋伸二、同原田英明、同福島翔也に対する名誉毀損事件について、同年11月30日、起訴の職権を故意に行使せず、実質的理由を示さずに不起訴処分に付すとともに、申立人に処分通知書、不起訴処分理由告知書を郵送して受領させ、申立人の告訴権等の行使を妨害するとともに、作成する義務のない令和4年4月19日付け告訴状を作成させ、④申立人が令和2年10月5日付け告訴状で告訴した被疑者トミザワ某、同イシクラ某、同高橋伸二、同原田英明、同福島翔也に対する脅迫、偽計業務妨害、信用毀損事件について、同年12月17日、起訴の職権を故意に行使せず、実質的理由を示すことなく不起訴処分に付すとともに、申立人に処分通知書、不起訴処分理由告知書を郵送して受領させ、申立人の告訴権等の行使を妨害するとともに、作成する義務のない令和4年4月19日付け告訴状を作成させた、というものである。

原決定は、起訴、不起訴は検察官が専ら公益的理由により判断し決定する事項であり、検察官の不起訴処分により告訴人が反射的に何らかの不利な影響を受けたとしても告訴人の権利の行使を妨害したとはいえないから、被疑者が申立人の告訴権等の行使を妨害したとは認められず、また、申立人が被疑者に対する告訴状を作成するか否かは申立人の自由な意思に委ねられており、被疑者が申立人に対して義務のないことを行わせたとはいえないから、被疑者に公務員職権濫用罪が成立しないことは明らかであるとして、本件付審判請求を棄却したものであり、その判断に不合理な点はない。

所論は、被疑者の行為は罪とならないとした原決定には合理的根拠がなく、事実の誤認があるなどと種々主張するが、いずれも原決定の結論を搖るがすものとはいえない。

論旨は理由がない。

3 よって、本件抗告は理由がないから、刑訴法426条1項により、主文のとおり決定する。

令和5年4月11日

東京高等裁判所第12刑事部

裁判長裁判官 田 村 政 喜



裁判官 水 上 周



裁判官 室 橋 雅



これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官 廣 戸

